

非常勤の行政委員会の報酬等について  
— 明石市特別職報酬等審議会「意見申出書」(骨子案) —

1. この問題をわれわれの審議会が取り扱うに到った経緯

- (1) この問題は本来のわれわれの「守備範囲」を超えている。
- (2) しかし、
  - ① この問題を扱う機関が存しないこと。
  - ② 平成6年以来、常勤の特別職の報酬等が見直されているのに、全くこの問題は見直されてこなかったこと。
  - ③ 市民感覚からの批判がしばしば聞かれること。
  - ④ 他のいくらかの自治体で、この問題に対する見直しの動きが存すること。
- (3) 前年度の特別職(常勤)の報酬等の審議会の審理の際に、非常勤の行政委員の報酬等に関し、幾人かの委員から検討の必要ありとの声も出たこともあり、改めて市長から、この問題に関し、検討し、意見を申出るよう求められたものである。

2. 現行制度の概要

行政委員会委員名	支給 区分	報酬額	順位	
			県下 29市	特例 40市
監査委員(識見者選出)	月額	257,000円	2	1
監査委員(議員選出)	月額	65,000円	3	3
教育委員会(委員長)	月額	257,000円	2	1
教育委員会(委員)	月額	195,000円	2	1
選挙管理委員会(委員長)	月額	128,100円	6	1
選挙管理委員会(委員)	月額	104,400円	2	1
農業委員会(会長)	月額	65,200円	4	15
農業委員会(委員)	月額	47,600円	4	9
公平委員会(委員長)	月額	53,000円	5	3
公平委員会(委員)	月額	44,200円	5	1
固定資産評価審査委員会(委員長)	日額	17,100円	6	5
固定資産評価審査委員会(委員)	日額	15,700円	3	5

【日額で支給を行っている市の状況】

	監査委員会	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	公平委員会	固定資産評価 審査委員会
特例市 40市	1市	2市	4市	1市	22市	34市
県下 29市	0市	0市	2市	0市	5市	29市

### 3 現行制度に関し、どのような点が議論の余地がありそうか

- (1) 地方自治体が、本来「日額制」としているにもかかわらず、なぜ、多くの自治体で「月額制」をとってきたのか。  
その根拠とされるものはなにか。
- (2) 報酬額（水準）が類似の自治体に比して高いこと。  
平成6年以来、見直されていないこと。
- (3) 報酬形態（月額か日額か）は問題ないか。
- (4) 委員の「選任方法」、「委員数」、「委員の任期・再任・任期の限度（ポストの固定化の有無）」
- (5) 委員の「勤務実態」、「業務内容」
- (6) 会議以外の「日常の活動」について
- (7) 委員長と委員の格差のあり方
- (8) 執行機関・補助機関・附属機関の現行の類型化に問題はないか。

### 4 当面、見直すべきか否か、議論したい二つの大きな論点

#### (1) 報酬額について

非常勤の行政委員会委員の報酬額については、

- ① 平成6年度までは、議員及び市長等常勤の特別職の改定にあわせて、増額改定が行われてきたが、それ以降は、常勤の特別職の報酬が引き下げられているにもかかわらず、現在まで改定が行われてこなかったこと、
- ② また、県下各市との比較において、行政委員会ごとに異なるが、いずれも、29市中、上位2位から6位と高位にあること、特に、人口・財政規模が類似する全国特例市との比較では、4つの行政委員会において、40市中、1位となっているなど、非常に高位にあること、
- ③ 加えて、現在、明石市では、財政健全化への本格的な取り組みを進めていることなどから、本審議会としては、「引き下げの方向で見直す必要がある」との結論に達した。

具体的な引き下げの率や額は、今後、市当局に任せることにしたいが、これに関し、各委員より表明されたいいくつかの意見を次に付しておくことにしたい。

- ① 行政委員会委員の機能、権限、職責及び職務内容等の基本的事項は、地方自治法等に規定され、全国地方公共団体に共通するものであり、これを前提とし、市と人口・財政規模等が類似する全国特例市の中位程度の金額まで引き下げることが、一つの考えとしてあげられる。
- ② 全国特例市の中位程度まで引き下げることが、一つの考えとしてあげられるが、その場合、ほとんどの行政委員会委員の報酬額は、現行の半額程度まで引き下げられるケースが考えられる。

その点から、激変を避ける意味からも、将来的には、全国特例市の中位程度を目途としつつ、まずは、平成6年度以降の市長等常勤の特別職の引き下げ率である△11.9%に準じた引き下げを行い、次に、市長等常勤の特別職の報酬額が、県下29市中、4位から7、8位程度であることを踏まえた引き下げを行うなど、激変緩和措置として、段階的な引き下げを行っていくことも、一つの考えとしてあげられる。

- ③ 報酬額の検討にあたっては、他市にはない新たな取り組みを行っている場合や、市政運営上、特に重要な課題を担っている場合などにおいては、一定の配慮を行うことも考えられよう。例えば、教育委員会は所管業務及び組織の規模は他と比べて大きいことを考慮するなど、行政委員会の特性に応じた検討も行う必要があるとの意見もあった。

## (2) 報酬形態について

非常勤の行政委員会委員の報酬の支給方法については、現行、固定資産評価審査委員会のみが「日額制」をとっており、他の5つの行政委員会は「月額制」をとっている。

しかしながら、

- ① 支給方法を規定する地方自治法(第203条の2)は、「日額制」を基本としていること

- ② また、他の地方公共団体においては、「月額制」を不当とする住民訴訟等を契機として、勤務実績等を精査し、地方自治法の規定はもとより、市民感情も考慮し、「月額制」から「日額制」へ変更する動きがあること

などから、本審議会としては、現行、「月額制」をとっている本市の5つの行政委員会委員の報酬についても、中長期的には、「日額制」を目指すべきではないかとの意見が多かった。

なお、この結論を受けて、今後、明石市が、支給方法を検討していくことになるが、支給方法に関して、各委員より、次のようなそれぞれ異なる意見が出されているので、参考として申し添える。

- ① 地方公務員法は、「日額制」を基本としているので、特段の事情等がないかぎり、全て「日額制」とすることが、一つの考えとしてあげられる。

- ② 将来的には、全て「日額制」とすることが、一つの考えとしてあげられるが、一方、報酬額の引き下げ内容について、「行政委員会委員の職務内容等は、地方自治法等に規定され、全国地方公共団体に共通するものである。」との考えを考慮すると、支給方法についても、現時点における県下各市や人口・財政規模等が類似する全国特例市の状況も踏まえた検討を行うことが、一つの考えとしてあげられる。

なお、現時点における県下各市及び全国特例市の状況は、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び農業委員会委員については、ほとんどが「月額制」となっており、公平委員会委員については、県下29市中では5市が、特例市40市中では22市が「日額制」としている。

また、公平委員会委員は、個別事案への対応が中心であり、職責、職務内容及び勤務実態等については、現行、「日額制」をとっている固定資産評価審査委員会委員と同様に考えられるのではという意見も出されている。

- ③ 「月額制」の採用にあたっては、行政委員会委員ごとに、その機能、権限、職責、職務内容及び勤務実態等から、「月額制」とするに相応の特段の事情を明らかにする必要があるとも考えられる。

## 5 付帯意見

- (1) 今後は、議員及び市長等常勤の特別職の報酬額の改定に連動させるなど、一定のルール化を図る必要があると考える。

- (2) 委員長の加算額について、一定のルール化の検討が必要と考える。

(3) 「日額制」とした場合、委員の職務内容は多様であるので、支給対象日の職務内容にかかわらず、一律の金額とすることが妥当か否か十分な検討をされたい。

また、年間支給総額の上限を設定することの検討が必要と考える。

(4) 委員の職務内容について、時代の要請やニーズの変化に応じ、いかに効率化し、スリム化すべきか、それに向けたインセンティブに欠いていたのではないか。

(5) 委員の選任について、例えば、元市職員の場合、市民から見れば、「天下り」の一つと、とられかねないことも考えられるので、公正かつ適材の選任はもとより、市民への説明責任を十分に果たすなど、一層の透明性を確保し、市民に納得のいくようにすべきである。

(6) 行政委員会委員の勤務実態や活動内容等については、市議会議員と同様、市民からみれば不明な点が多いので、一層の公開と透明度を高めていく努力が望まれる。

(7) 各行政委員会を担任する者は、常に現行制度をどう改善すべきかに心をくだき、新しいあり方を提言する姿勢をもつべきこと。